

小倉南警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の強化」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転取締りや横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。

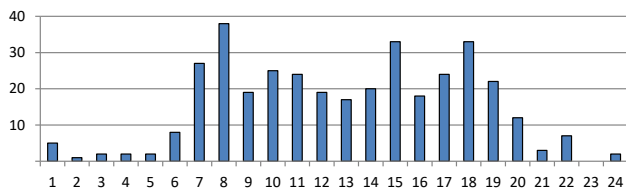
※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

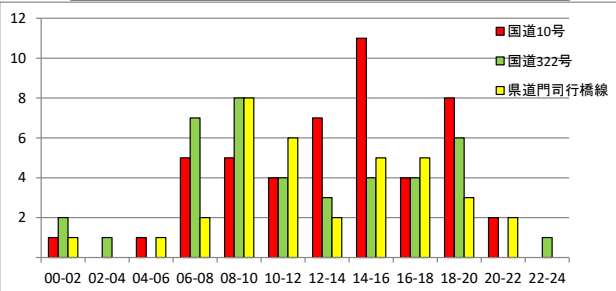
	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道10号	午前6時から午前8時 午後1時から午後6時	50～60km/h
	国道322号	午前7時から午前9時 午後5時から午後7時	40～60km/h
	県道門司行橋線	午前8時から午前10時 午後2時から午後6時	50～60km/h
	曾根交番管内	午前7時から午前11時 午後3時から午後6時	50km/h

管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

管内の交通事故発生状況



路線等別交通事故発生状況



交通事故発生状況

- 管内では、午前8時台に最も多く交通事故が発生しており、全体として午前7時から午前8時、午後3時から午後6時の時間帯に事故が多発しています。
- 事故多発路線は国道10号、国道322号、県道門司行橋線で、上記3路線で管内の交通事故全体の約34%が発生しています。
- 事故多発地域としては、葛原小学校校区で、同小学校の通学路周辺で事故が多発しています。

重点路線等の選定理由

- 重点路線
上記重点路線の国道10号、国道322号、県道門司行橋線は、昼夜問わず交通量が多く、事故が多発しています。
また、いずれの路線も直線が長く、道幅が広く、大規模な交差点が連続しているため、速度違反取締りを行い、事故を抑制する必要があります。
- 重点地域
曾根交番管内には幹線道路や商業施設等が多く所在しており、事故が多発している地域であるため、速度違反取締りを行い、事故を抑制する必要があります。

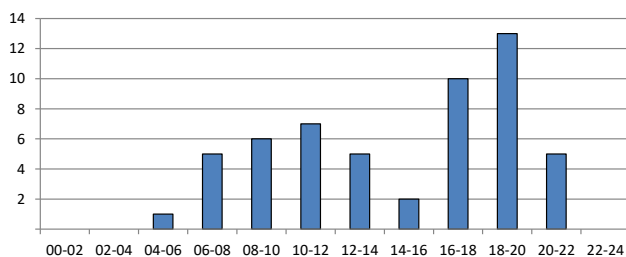
※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断歩行者等妨害等	曾根交番エリア	午前7時から午前11時 午後3時から午後7時
	北方交番エリア	午前7時から午後1時 午後4時から午後7時

車両対歩行者による交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

車両対歩行者の交通事故発生状況



重点路線等の選定理由

- 午後4時から午後8時までの間、歩行者事故が多発しています。
- 事故類型別で見ると、横断歩道を横断中の事故が、歩行者事故の35%を占めています。
- 歩行者関連事故の発生は、曾根交番、北方交番管内が多く、同交番管内を重点取締り地域とします。

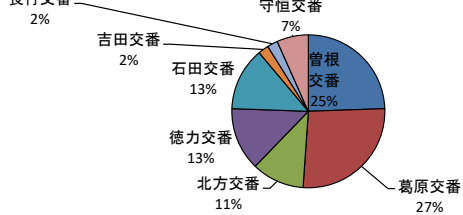
※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

自転車の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
自転車	曾根交番エリア (国道10号)	午後3時から午後7時	一時不停止、携帯電話使用等、自転車の並走
	葛原交番エリア (国道10号)	午後3時から午後5時	一時不停止、携帯電話使用等、自転車の並走

自転車関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由

交番別自転車関連事故発生状況



重点路線等の選定理由

- 自転車関連事故は事故全体の約12%を占め、午前7時から午前8時、午後5時から午後7時に多発しています。
特に、出会い頭による事故が最も多く発生しています。
- 曾根交番管内、国道10号には、商業施設が多数あり、自転車利用者が多く、自転車関連事故が多発傾向にあることから、同地区を重点地域とします。
- 葛原交番管内には、車両の交通量が特に多く、自転車のルール違反やマナーについて要望が多数あることから、同地区を重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。

小倉南警察署管内路線図

